

第4次北海道食育推進計画の概要

現状・課題

- 道民は野菜、果物の摂取量が少なく、男女とも成人の肥満者割合が全国平均を大きく上回っている。児童生徒の毎日朝食を食べる割合は全国平均より低い
- 全道的に食育の取組は増加傾向にあるが道民の関心は減少傾向
- 本道の高齢者比率、高齢者世帯比率は上昇中。平均寿命と健康寿命との差は男性8.37年、女性13.23年
- 食品ロスに関する意識は高まっているものの取組への一層の普及啓発が必要
- 地域の食育を担うボランティア等の担い手が高齢化などにより減少

推進方針

推進の視点

- ・ 産業、環境、文化など多様な分野と関わる「多様性」
- ・ 地域の食材や食文化、個性を生かし、地域の豊かさを支える「地域性」
- ・ 食の課題の解決に向けた「継続性」
- ・ SDGsやスポーツへの関心の高まりなど情勢変化等に対応する「社会性」

3つの基本方針・10の取組の柱

<基本方針1>

心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進
(3つの柱)

<基本方針2>

「食」に関する理解を深める食育の推進(4つの柱)

<基本方針3>

本道の食育推進体制の強化(3つの柱)

「食」の力で育む心と身体と
地域の元気

“めざす姿”的実現

講じる施策

基本方針1

- 1 栄養バランスを考えた食事を実践する
 - ・ 「どさんこ食事バランスガイド」を用いた正しい知識の普及
 - ・ 学校給食を活用した食に関する指導の充実
 - ・ アスリートとの交流などを通じて、スポーツと連携した食育を推進
- 2 基本的な生活習慣を身につけ、規則正しい食生活を実践する
 - ・ 子どもたちの生活習慣の改善に資する各種フォーラム、研修会の開催
- 3 高齢者の健康推進を強化する【重点事項】
 - ・ 健康寿命を延ばすことの重要性や、生活習慣病の予防・改善に向けた食育についての理解促進
 - ・ 食や高齢者関係機関、民間企業等と連携した広報や食育講座等の実施、健康に良い道産食材や料理の提案など、社会全体での取組としての機運醸成
 - ・ 歯・口腔の健康づくりの推進

基本方針2

- 4 食と環境の関係を考え、行動する【重点事項】
 - ・ SDGsに資する食品ロス削減の意義等に係る理解促進と、関係団体と連携した「どさんこ愛食食べきり運動」の展開
 - ・ クリーン農業や有機農業の環境保全に果たす役割や価値に関する理解促進と啓発
- 5 地域の食を知り、伝える
 - ・ 食や農林漁業体験等を地域ぐるみで提供する「農村ツーリズム」の推進
 - ・ 北海道らしい食づくりや地域の食文化の発信・継承
- 6 地産地消の意義を知り、実践する
 - ・ 学校給食への積極的な活用により、道産食材の特徴や利点への理解促進
- 7 食に関する情報を正しく理解する
 - ・ 各種媒体を活用した食に関する様々な情報発信の強化

基本方針3

- 8 農林漁業者など食に関わる関係者のネットワークを強化する【重点事項】
 - ・ 各地域、全道、府内におけるネットワークの強化、食関連企業との連携強化
- 9 食育を進める人材を育成・活用する
 - ・ 食育に対する関心や活動への意欲を高めるため、食育推進優良表彰を実施
- 10 食育を推進する基盤づくりを進める
 - ・ 市町村食育推進計画作成の促進
 - ・ 食育月間等での集中的な普及啓発の実施

第4次北海道食育推進計画の概要

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨・目的

- ・ 道では平成17年に「北海道食育推進行動計画」、平成21年に「第2次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）、平成26年に「第3次北海道食育推進計画」（どさんこ食育推進プラン）を作成し、本道の食育を総合的に推進
- ・ 現計画が平成30年度で計画期間を満了することから、引き続き、本道の食育を総合的に推進するため、食育をめぐる情勢の変化や課題等を踏まえ、第4次北海道食育推進計画を策定

2 計画の位置付け

- ・ 「北海道食の安全・安心条例」に規定されている「食育の推進」を具体的に進める計画
- ・ 「食育基本法」に規定する都道府県食育推進計画に位置付け

3 計画の期間

- ・ 平成31年度から平成35年度までの5年間

第2章 北海道の食育の現状と課題

1 社会情勢の変化

- ・ 本道は、高齢者の比率や高齢者世帯の比率（高齢者夫婦のみ及び高齢者単身）が全国平均より高く、今後も上昇が見込み
- ・ 本道の平均寿命は男女とも全国平均より短く、日常生活に制限のない期間である健康寿命との差は男性では8.37年、女性では13.23年

2 食育に関する理解と取組

- ・ 道民の食育への関心は減少傾向にあるが、一方で、市町村、団体等における食育の取組事例数は増加傾向にあり、全道的に食育の取組が拡大

3 道民の食生活と健康への影響

- ・ 道民の食生活は野菜、果物の摂取量が少なく、児童生徒が毎日朝食を食べている割合が全国平均より低い状況
- ・ 男女とも成人の肥満者の割合が全国平均を大きく上回っており、改善が必要

4 地産地消・体験活動

- ・ 学校給食では、主食（米・パン・麦）と牛乳は、ほぼ全て北海道産食材が活用されるなど、地場産物の活用割合（品目ベース）は、全国平均以上
- ・ 農業体験施設などのグリーン・ツーリズム関連施設の件数は、概ね横ばいで推移

5 環境問題

- ・ 本来は食べられるのに捨てられる「食品ロス」に関して、道が実施した道民へのアンケート調査では、約8割の道民がこの問題を認識している一方で、食品ロス削減に向けた取組は、家庭では65%、外食時では59%にとどまっており、引き続き、食品ロス削減に受けた普及啓発が必要

6 食育推進の基盤

- ・ 市町村食育推進計画の作成率は年々増加していますが、全国平均を下回っており、作成率向上に向けた取組が必要
- ・ 児童生徒の栄養指導及び管理を行う栄養教諭の配置数は全国一だが、一方で、地域の食育を担うボランティアや農林漁業の体験施設などの担い手が高齢化などにより減少

第3章 食育の推進方針

1 食育のめざす姿

食育をめぐる課題や情勢変化等を踏まえながら、食育の意義、大切さを改めて考え、関係機関、団体を含め、道民の皆様と役割を分担しながら、食育を効果的に推進し、北海道の食育が目指すゴールが明確となるよう、「めざす姿」を次のとおり設定し、道民の皆様と共有

【めざす姿】「食」の力で育む心と身体と地域の元気

2 食育推進の視点

次の4つの視点を踏まえ、取組を推進

「多様性」－ 食育は、道民一人一人の健康づくりにとどまらず、「食」を産み出す産業、環境、文化といった多様な分野と関わるもの

「地域性」－ 食育の取組は身近な食材や生産現場、食文化などに触れながら行われ、各地域で個性を生かした特徴的な食育が進み、受け継がれることで、地域の豊かさを支えることにつながるもの

「継続性」－ 食育は食に関わる課題解決にとって重要な取組。食の課題は、社会経済構造や国民の意識の変化に起因するものであり、短期間に問題を解決することは困難であることから、取組を継続的に進めが必要

「社会性」－ 高齢化の進展、国連による「持続可能な開発目標」(以下「SDGs」)の推進、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、社会情勢の変化や世界的な課題等に対応し、効果的な食育の取組を進めることが必要

3 基本方針と取組の柱

「めざす姿」を実現するため、「健全な食生活」、「食への理解」、「食育推進体制の強化」をキーワードに次の3つの基本方針を設定し、各基本方針に取組の柱を立て、取組を推進

【基本方針1】 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進

食育基本法に掲げる食育とは、「健全な食生活を実践できる人間を育てる」ことであり、栄養バランスの取れた食生活や正しい食習慣を実践することは、食育の根幹をなすものであることから、子どもから高齢者まで生涯を通じて、心身の健康を支える「健全な食生活の実践」を目指す基本方針を設定し、その下に3つの取組の柱を設定

【取組の柱】

- (1) 栄養バランスを考えた食事を実践する
- (2) 基本的な生活習慣を身につけ、規則正しい食生活を実践する
- (3) 高齢者の健康推進を強化する

【基本方針2】 「食」に関する理解を深める食育の推進

道民一人一人が食の生産から消費に至る幅広い段階において、食の循環や環境、地域との関係など様々な視点からの理解と正しい知識を得ることが重要なため、「食への理解を深める」ことを目指す基本方針を設定し、その下に4つの取組の柱を設定

【取組の柱】

- (1) 食と環境の関係を考え、行動する
- (2) 地域の食を知り、伝える
- (3) 地産地消の意義を知り、実践する
- (4) 食に関する情報を正しく理解する

【基本方針3】 本道の食育推進体制の強化

地域の食育を担うボランティアや農林漁業の体験施設などの担い手が高齢化などにより減少しているなか、既存の基盤や人材の更なる活用により担い手の確保を図るなど、食に関わる多様な関係者との連携を強化していくことが重要であることから、「推進体制の強化」を目指す基本方針を設定し、その下に3つの取組の柱を設定

【取組の柱】

- (1) 農林漁業者など食に関わる関係者のネットワークを強化する
- (2) 食育を進める人材を育成・活用する
- (3) 食育を推進する基盤づくりを進める

第4章 推進施策

1 心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進

(1) 栄養バランスを考えた食事を実践する

- ・ 「北海道版食事バランスガイド」(どさんこ食事バランスガイド)を用いて望ましい食事の組合せや食事量など正しい知識の普及を図る
- ・ 次代を担う子どもたちを対象として、学習機会の創出や学校給食での水産物利用の促進などにより魚食習慣の定着を図る
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などスポーツへの関心の高まりを契機として、スポーツと連携した食育を推進

(2) 基本的な生活習慣を身につけ、規則正しい食生活を実践する

- ・ 子どもたちの生活習慣の改善に資する各種フォーラム、研修会を開催
- ・ 保育所等における食育計画の策定に向けて、市町村等と連携し、情報提供を行うなど食育が計画的に実施できるよう支援
- ・ 学校給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、配膳、食器の並べ方、食事のマナーなどを習得させるなど学級担任等による給食指導の充実が図られるよう取り組む

(3) 高齢者の健康推進を強化する【重点事項】

- ・ 人口減少・少子高齢化社会における健康寿命を延ばすことの重要性や、健康づくりや生活習慣病の予防・改善に向けた食育の必要性について、理解の促進を図る
- ・ 市町村、ボランティア団体、企業、メディア等と連携し、各種広報媒体やイベントなど様々な機会を活用し、高齢者への食育講座や料理教室等を実施するとともに市町村、団体等が実施する取組を支援
- ・ オーラルフレイルは、早期の対応により健康な状態に近づくことができることか

ら、高齢者が定期的な歯科検診を受けたり、介護予防の取組に参加するよう普及啓発を実施

2 「食」に関する理解を深める食育の推進

(1) 食と環境の関係を考え、行動する【重点事項】

- ・ 食品ロスの現状や社会へ与える影響、削減の意義等について、理解の促進を図るとともに、「どさんこ愛食食べきり運動」を道の「北海道SDGs推進ビジョン」に位置付け、持続可能な地域社会形成に向けた北海道全体の主体的な取組として推進
- ・ 市町村や団体、企業、メディア、大学等と連携し、各種広報媒体やイベントなど様々な機会を活用し、「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発を実施
- ・ クリーン農業や有機農業が環境保全に果たす役割や多様な価値等について、消費者の理解を深めるため、道のホームページや啓発資料等を活用して発信するとともに、消費者等への出前講座、水田での生きもの調査、有機農産物等のPR販売会、農作業体験などを実施

(2) 地域の食を知り、伝える

- ・ 地域の多様な主体が、食や農林漁業体験等を地域ぐるみで提供する「農村ツーリズム」を推進するため、研修会等を開催
- ・ 採用1年目の栄養教諭等を対象に、農業者宅にホームステイし、農業体験等を行う研修を実施
- ・ 地域の風土や食文化などを生かした北海道らしい食づくりを行うために必要な知識や技術を有する「北海道らしい食づくり名人」の登録を進め、ホームページやメールマガジン等を活用し、食づくり名人の活動を広く紹介するとともに、食づくり名人のネットワーク化を図る

(3) 地産地消の意義を知り、実践する

- ・ 道民が道産の食品を積極的に選択する「愛食の日（どんどん食べよう道産DAY）」（毎月第3土・日曜日）について、普及啓発等の取組を積極的に推進
- ・ 学校給食に地場産物を取り入れ、道産食材の特徴や利点への理解を促す取組を推進

(4) 食に関する情報を正しく理解する

- ・ 食品表示に係る正しい知識の向上のため、事業者等を対象に「食の安全・安心セミナー」を開催
- ・ メールマガジン、ホームページ、SNS等各種媒体を活用し、食品の持つ栄養や機能性など食に関する様々な情報発信を強化するとともに、リスクコミュニケーションの効果的な実施に努める

3 本道の食育推進体制の強化

(1) 農林漁業者など食に関わる関係者のネットワークを強化する【重点事項】

- ・ 各振興局における食育推進ネットワークの構成団体に、新たに食づくり名人や民間事業者など食に関わる人材を加えネットワークを強化するとともに、食育推進ネットワークが主体となった取組を進める
- ・ 民間団体等が実施する研修会や勉強会において、食育に関する講義を実施

(2) 食育を進める人材を育成・活用する

- ・ 栄養教諭等を対象に、「教員育成指標」を踏まえて策定する「教員研修計画」に基づき、教員のキャリアステージに応じた研修や本道の教育課題に対応する専門性・実践的指導力を高める研修を実施
- ・ 道内の個人、団体による優れた食育活動を幅広く周知し、食育に対する关心や食育活動への意欲を高めるため、北海道食育推進優良表彰を実施

(3) 食育を推進する基盤づくりを進める

- ・ 食育推進計画を作成していない市町村に対し、道が作成した「市町村食育推進計画作成の手引き」などを活用した助言、他の市町村の優良取組事例に関する情報提供、有識者を交えた意見交換などを行い、計画作成を促進
- ・ 6月の「食育月間」に食育パネル展の開催などにより、食育の普及啓発を集中的に実施

4 数値目標

- ・ 肥満者の割合(20-60歳代男性、40-60歳代女性)
- ・ 20歳代女性のやせの割合
- ・ 栄養バランスの改善(野菜摂取量、食塩摂取量)
- ・ 朝食を毎日食べている小・中学生の割合
- ・ 健康寿命(日常生活に制限のない期間)
- ・ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている道民の割合
- ・ グリーン・ツーリズム関連施設の開設件数
- ・ 学校給食における地場産物の活用状況
- ・ 北海道米の道内食率
- ・ 道民の小麦需要に対する道産小麦活用率
- ・ メールマガジンによる情報提供
- ・ 食育推進ネットワークが主体となる食育の取組件数
- ・ 北海道らしい食づくり名人のうち伝承名人の割合
- ・ 食育推進計画作成市町村数
- ・ 食育に关心がある道民の割合

5 ライフステージに応じた食育のポイント

- ・ 乳・児童期から高齢期までのライフステージごとのポイントを記載

第5章 計画の推進体制

1 関係者の役割分担

食育は、その関係する分野が保健、医療、産業振興、教育など多岐にわたることから、食育を効果的に推進していくために、食生活の基本となる家庭における食育の取組はもとより、学校や地域住民、NPOなどボランティア団体、食材を提供する生産者など食関連産業、消費者団体など様々な主体が、それぞれの役割に応じて活動するとともに、こうした主体が情報を共有し、相互に連携・補完しながら、計画の推進に努める

2 全道的な推進体制

- (1) 食育に関わる全道の様々な団体で構成する「どさんこ食育推進協議会」において情報を共有するとともに、それぞれの取組についての連携を進め、より効果的、効率的に食育の取組を進める
- (2) 道においては、食育コーディネーターなどの有識者や食育実践者から意見を伺いながら、庁内の関係部局からなる連絡会議などを活用し、連絡調整や計画の進捗状況の点検を行い、食育に関する施策を総合的・計画的に推進

3 地域における推進体制

- (1) 地域の特性を生かした施策の立案・実施を担う市町村が中心となり、推進体制を整えながら、学校や生産者などの食関連産業関係者、消費者団体などが連携した取組を進める
- (2) 総合振興局・振興局段階においては「食育推進ネットワーク」を活用し、地域における食育の情報を共有するとともに、市町村や関係団体とも連携した取組を進める